

子宮頸がんワクチン被害女性、国と製薬会社を集団提訴へ

朝日新聞 2016年3月31日朝刊より

健康被害を予見できたのに回避措置をとらなかったとして、子宮頸（けい）がんワクチンの副作用を訴えている女性たちが6月にも、国と製薬会社2社に損害賠償を求めて集団提訴する。弁護士約150人が30日に結成した「HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団」が記者会見し、明らかにした。弁護団は薬害エイズやC型肝炎訴訟に並ぶ規模で、大型薬害訴訟になる可能性がある。

すでに原告団に参加する意思を示しているのは北海道から福岡までの高校生や大学生ら、10～20代の12人。今後、被害者約500人でつくる「全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会」（松藤美香代表）と連携して参加者を募り、東京、名古屋、大阪、福岡の4地裁に同時提訴する方針だ。

弁護団によると、12人は中学や高校時代に接種を受けた後、意識消失を繰り返したり、激しい痛みを苦しんだりした。今も半身マヒが残ったり生理がなかったり、視野が欠けたり記憶障害になったりと、多様な症状に苦しんでいるという。

接種と被害の因果関係について、弁護団は被害実態の調査などから法的には明らかとの立場だ。訴訟では、グラクソ・スミスクライン社とMSD社の製薬2社が国内販売を申請した際に海外で報告されていた重い副作用の事例に対する国の認識の不十分さや、承認時のワクチンの安全性に関する判断の問題、接種を促進した責任などを問うという。

子宮頸がんワクチンは、世界保健機関（WHO）が有効性を支持するなか、国内での治験が終わる前の2007年9月に、製薬会社側の国内申請を受けつけた。政府は10年の閣議決定で接種を緊急促進事業に位置づけ、接種費用がほぼ全国で無料になったため、任意接種にもかかわらず接種者が急増した。

13年4月に定期接種にしたが、深刻な被害が相次ぎ、2カ月後に接種の積極的推奨を中止。約340万人が接種を受けたとされる。厚労省によると、製薬会社と医療機関から昨年6月末までに報告された副作用の疑い例は約2700件。厚労省の専門家部会は14年1月、疑い例について「心身の反応」とする意見をまとめた。厚労省は症状とワクチンの因果関係を調べている。



子宮頸（けい）がんワクチンの薬害訴訟弁護団の公表した連絡先は以下の通り。

- ・全国弁護団（03・6268・9550）

- ・東京弁護団（03・6268・9550）
＝北海道、東北地方、関東地方、新潟県、長野県、山梨県担当
- ・名古屋弁護団（052・212・8006）
＝愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、福井県、石川県、富山県担当
- ・大阪弁護団（06・6316・8824）

＝関西地方（三重県を除く）、中国地方（山口県を除く）、四国地方担当
- ・九州弁護団（092・409・8333）
＝九州地方、山口県、沖縄県担当